

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

なごみの家 宝塚旭町

## 重要事項説明書

株式会社なごみケア

## 1 事業主体概要

事業者名	株式会社なごみケア
代表者名	代表取締役 松田 敏樹
所在地	〒564-0063 大阪府吹田市江坂町一丁目 23 番 101 号
電話番号	06-6192-8450
FAX 番号	06-6192-8451
ホームページ	<a href="https://nagomicare.jp/">https://nagomicare.jp/</a>
設立年月日	令和元年 11 月 1 日

## 2 施設概要

施設名	なごみの家 宝塚旭町	
所在地	〒665-0835 兵庫県宝塚市旭町 2 丁目 12-21	
電話番号 FAX 番号	0797-86-0800 0797-86-0802	
建物概要	権利形態 賃貸借 建物の構造 鉄骨造地上 3 階建 (耐火)・準耐火) 延べ床面積 1,916.07 m <sup>2</sup>	
敷地概要	敷地面積 1,159.52 m <sup>2</sup>	
開設年月日	平成 24 年 10 月 1 日	
管理者	古川 武志	
施設の類型及び表示事項	類型	サービス付き高齢者向け住宅
	居住の権利形態	賃貸借契約
	入居時の条件	入居時要支援・要介護
	介護保険	(介護予防)特定施設入居者生活介護 事業所番号：第 2871104283 号 指定年月日：令和元年 11 月 1 日
	居室区分	全室個室
	介護に関わる 職員体制	3 : 1 以上

居室の概要	居室総数 46室 定員 46人 20.16 m <sup>2</sup>	
共用部分・設備の概要	食堂兼機能訓練室	1階 (83.5 m <sup>2</sup> )
	浴室(一般浴室)	1階 (24.9 m <sup>2</sup> ) ただし、特浴 8.1 m <sup>2</sup> 含む 2階 (5.29 m <sup>2</sup> ) 2カ所 3階 (5.29 m <sup>2</sup> ) 2カ所

### 3 事業目的／運営方針

事業目的	<p>株式会社なごみケアが設置するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所」という。）において実施する特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員、及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者、その他の従業者（以下「特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。</p>
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</li> <li>・ 介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</li> </ul>

#### 4 職員体制

従業者の職種	職員数	区分				常勤換算後の 人数	職務の内容
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1			0.5	施設全般の管理
生活相談員	2	1	1			1.5	入退去全般・苦情受付・相談対応
介護職員	23	10	1	10	2	15.4	日常上の支援
看護師	4			3	1	2.9	医療支援
機能訓練指導員	4	1		2	1	1.7	日常生活動作の訓練
計画作成担当者	2		1		1	1.0	サービス計画作成
事務職員	2	2			1	1.7	受付、事務全般

#### 5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤 (9:00~18:00)	シフト勤務
生活相談員	日勤 (9:00~18:00)	シフト勤務
介護職員	早出 (7:00~16:00) 日勤 (9:00~18:00) 遅出 (13:00~22:00) 夜勤 (22:00~7:00)	シフト勤務
看護職員	早出 (8:00~17:00) 日勤 (10:00~19:00)	シフト勤務
機能訓練指導員	日勤 (9:00~18:00)	シフト勤務
計画作成担当者	日勤 (9:00~18:00)	シフト勤務
事務職員	日勤 (9:00~18:00)	シフト勤務

## 6 サービスの内容

提供するサービス		
居室の利用	定められた居室及び各種共有スペースの提供	
日常生活支援	居室、及び共用部分の清掃・整理・ごみの処理、日常衣類の洗濯、リネン類の交換など日常生活の支援	
食事の提供	1日3食の提供、栄養管理	
介護※	入浴・排泄・食事・移動・着脱衣・洗面等の介助、その他必要な見守り	
健康管理※	日常の健康管理、定期健康診断の実施	
機能訓練※	生活機能訓練の実施	
<p>※印が付されたサービスの内容は、個々の利用者の身体状況等によって異なります。 サービスの詳しい内容は添付の「介護サービス等の一覧表」をご参照ください。</p>		
医療機関との連携・協力		
協力医療機関	名称	やなかクリニック
	所在地	兵庫県宝塚市川面4丁目9-5
	協力の内容	<p>協力医療機関の医師は、訪問診療を行い、施設の入居者の治療および健康管理等に関する相談に応じます。また、緊急時には、入居者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう可能な限り施設からの相談に応じるとともに他の近隣医療機関等の紹介に努めます。</p> <p>入居者が協力医療機関を受診する場合は、入居者と医療機関との診療契約が必要となります。 (医療費は入居者負担)</p>
協力医療機関	名称	医療法人社団それいゆ会 こだま病院
	所在地	兵庫県宝塚市御殿山1丁目3番2号
	協力の内容	<p>協力医療機関は、緊急時等施設の要請に応じて、入居者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件については、入居者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 (医療費は入居者負担)</p>
協力医療機関	名称	医療法人尚和会 宝塚第一病院
	所在地	兵庫県宝塚市向月町19番5号

	協力の内容	協力医療機関は、緊急時等施設の要請に応じて、入居者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件については、入居者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 (医療費は入居者負担)
協力歯科医療機関	名称	ハナワ歯科医院
	所在地	兵庫県宝塚市清荒神 1-11-3
	協力の内容	協力歯科医療機関の医師は、訪問診療を行い施設の入居者の口腔内に関わる治療および相談に応じます。また、口腔ケアや口腔機能回復のための指導および助言も行います。 入居者が協力歯科医療機関を受診する場合は、入居者と歯科医療機関との診療契約が必要となります。(医療費は入居者負担)
介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
夜間看護体制加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
協力医療機関連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
看取り介護加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
サービス提供体制強化加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
認知症専門ケア加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
退居時情報提供加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
入居継続支援加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
生活機能向上連携加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
若年性認知症入居者受入加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
ADL維持等加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
生産性向上推進体制加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
科学的介護推進体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
高齢者施設等感染対策向上加算	有・ <input type="checkbox"/> 無	
介護職員処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
身体拘束廃止取組の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

	業務継続計画策定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
	高齢者虐待防止措置実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
	業務継続計画策定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
	人員配置が手厚い介護サービスの実施	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
	短期利用特定施設入居者生活介護の算定	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
	介護保険外サービスの提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
	家族懇談会の開催	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (年2回予定)

入居および契約終了にあたっての留意事項

入居条件	<p>入居者は、次の入居基準すべてに該当する方とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入居時に満60歳以上の方で要支援、又は要介護状態にある方</li> <li>② 常時医療機関において治療を要さない方</li> <li>③ 他の入居者に伝染する疾患のない方</li> <li>④ 自傷他害のない方</li> <li>⑤ 健康保険・介護保険に加入されている方</li> <li>⑥ 身元引受人を立てることのできる方</li> <li>⑦ 重要事項説明書・建物賃貸借契約書・管理規定に定めることを承認し、事業所の運営方針に賛同できる方</li> </ol>
利用をお断りする場合	<p>以下の各校に該当する場合は利用をお断りする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への恒常的な入院加療を要するなど、当施設において適切な介護サービスの提供が困難な方</li> <li>・暴力をふるう等、他の人に害を及ぼすおそれがある方</li> <li>・感染症を有し、他の利用者に感染させるおそれのある方</li> </ul>
契約解除の内容	<p>1、事業者からの契約解除</p> <p>事業者は、入居者又は契約者が、次の各号いずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居がなされたとき</li> <li>② 本契約に基づく金銭債務の支払いを正当な理由なく遅延し、文書による弊社の通知後も改善されないとき</li> <li>③ 本契約の条項に、正当な理由なく重大な違反をし、文書による弊社の通知後も改善されないとき</li> <li>④ 入居者の行動が、他の入居者、又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ入居者に対する通常の接遇方法ではこれを防止することができない</li> </ol>

と、医師の意見を基に客観的な判断がなされ、必要と認められる場合

- ⑤ 入院や入居者自身の都合で長期不在が3カ月以上に及ぶ時に、双方合意を得た場合。ただし、不在理由などにより期間を延長する場合があります。
- ⑥ 当施設に事前の承認が必要とする届出をしなかったときや建物賃貸借契約書・管理規程に違反したとき
- ⑦ 下記4項における禁止、又は制限される行為についての注意や警告について聞入れていただけないとき

### 3、入居者からの解約

- ① 入居者は、事業者に対して30日前に解除の申入れを行うことにより本契約を解除することができます。解約の申入れは事業者の定める解約届を事業者に届出するものとします。
- ② 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から換算して30日目をもって、本契約は解除されたものとします。

### 4、禁止又は制限される行為

- ① 入居者は身元引受人、並びに、入居者、又は身元引受人の関係者は、事業者、又はその従業員に対して、自ら又は第三者を利用して、次の各号にあげる行為、並びに各号に類似する行為をおこなってはなりません。
  - ・ 暴力的な要求行為、暴力的な言動や暴力を用いる行為
  - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ・ 偽計、又は威力を用いることにより事業者の信頼を損なう、又は業務を妨害する行為
- ② 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。
  - ・ 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること
  - ・ 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
  - ・ 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
  - ・ テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること
  - ・ 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
  - ・ 定められた場所以外での喫煙
- ③ 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者

	<p>は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合により、その承諾を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること</li> <li>・ 犬、猫等の動物を施設、又は敷地内で飼育すること</li> <li>・ 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設、及び施設内に物品を置く事</li> <li>・ 施設内において営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと</li> <li>・ 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること</li> <li>・ その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと</li> </ul> <p>④ 入居者が本条の規定に違反等し、事業者、又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者、又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。</p>
居室明渡し時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者、及び身元引受人等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。</li> <li>・ 入居者等は、居室明渡しの場合、原状回復することとします。原状回復規程に則り、自己負担が発生します。</li> <li>・ 入居者等、並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容、及び方法について原状回復規程に則り協議するものとします。</li> <li>・ 契約終了日までに居室が明け渡されない場合には、契約終了日の翌日から起算して居室明渡し日までの期間について、利用契約書に定める料金を、施設より請求することができます。</li> </ul>
体験入居	<p>1泊2食 日額 7,000 円（食事・介護付き）消費税別</p> <p>チェックイン 14：00</p> <p>チェックアウト 10：00</p> <p>上記時間は目安です。</p> <p>※食事は（朝食、夕食）のご提供となります。</p> <p>最長 2泊 3日まで（2泊の場合、昼食はご希望により提供させていただきます）</p>
入院等期間関係なく外泊を余儀なくされた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月額利用料（家賃）98,500 円、（管理費）60,000 円、（水道光熱費）15,000 円の合計 173,500 円をお支払いいただきます。※家賃は非課税、その他は別途消費税がかかります。</li> <li>・ 担当主治医の見解や 3ヶ月以上の長期入院の症状により、当施設における対応、及び復帰が困難な場合（医療面・設備面）は、双方合意を得た上で、ご契約を解除する場合があります。ただし、不在理</li> </ul>

		由を協議のうえ、期間を延長する場合があります。
要介護時における居室の住替えに関する事項		
一時介護室への移動		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
その他の居室への移動		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 適切な介護サービス提供のため、一定期間を設け、医師の意見を聞くとともに、本人の意思確認を行い、合意を得たうえで、居室を変更していただくことがあります。変更する場合には、建物賃貸借契約を締結し直します。なお、原状回復については、入居者様ご負担となります。
苦情対応窓口		
窓口の名称	① なごみの家 宝塚旭町 ②株式会社なごみケア	
電話番号	① 0797-86-0800 ② 06-6192-8450	
対応時間	平日 ① 9:00~17:00 ② 9:00~17:00 土曜 ① 9:00~17:00 ② 休 日祝 ① 9:00~17:00 ② 休	
定休日等	① 無し ② 土・日・祝・年末年始	
行政等	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚市役所介護保険課 住所：宝塚市東洋町1番1号 1F TEL：0797-77-2136 FAX：0797-71-1355</li> <li>兵庫県国民保険団体連合会 住所：神戸市中央区三宮町1丁目9番1 1801号 TEL：078-332-5682 FAX：078-332-5650</li> </ul>	
賠償責任保険の加入		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 あいおいニッセイ同和損保
賠償すべき事故が発生したときの対応	各種サービスにより事故が発生した場合の応急処置・病院への搬送・入院等、初期対応を行うとともに、当社の責任の範囲において必要な賠償を行います。	

## 7 利用料

(1) 月額料金	226,000円（消費税別）				
敷金（家賃の3ヵ月分）	295,500円（非課税）				
料金プラン	月額料金	内訳			
		家賃	管理費	水道光熱費	食費
	226,000円	98,500円	60,000円	15,000円	52,500円
各料金の内訳・明細	家賃（非課税）	・居室及び共用部分の周辺物件価格による、家賃相当額。			
	管理費	・共用施設の維持管理費、施設及び管理職員の			

	(消費税別)	人件費、共用施設の維持運営費（消耗費・通信費）及び外部業者委託費（設備管理・清掃等）、車輛維持費等
	水道光熱費 (消費税別)	・水道、電気料金
	食費 (消費税別)	・1日 1,750円 ※一月30日で計算（朝食370円、昼食690円、夕食690円）で計算し、月単位での請求となります。 ・欠食に関しましては、3日前迄に受付に申出て下さい。申出がない場合は、召し上がるものとして準備いたしますので、料金をいただきます。
(2) 介護費用	介護保険給付費（非課税）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付費、及び利用者の自己負担 要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）を受けている方は、その認定結果に応じて、介護保険「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の介護給付を受けることができます。介護保険給付費には、基本サービス費の他に要介護（要支援）度に応じて各加算が含まれます。 利用者負担額は介護保険給付割合証に基づきご負担いただきます。</li> <li>・日額積算 介護保険給付費は、介護保険法令の規定により、「日額」を基準として給付されます。毎月の費用の請求は、月の「日額積算」となりますので、30日の月と31日の月では、請求金額が変動します。</li> <li>・介護保険給付費の変更 介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに従って変更されます。</li> <li>・端数計算の扱い 介護保険給付費の計算は、厚生労働省告示の基準に従い、1円未満（小数点以下）を切り捨てて計算しています。</li> </ul>		
(3) 月額料金に含まれない実費負担、及びその他の費用等		
「介護保険外サービス」と支払方法	・月額料金に含まれない介護保険外サービスを別途設定しています。介護保険外サービスは、利用した月の請求時に合わせて請求／精算します。	
日常生活に関わる費用の負担区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容、美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係わる費用を負担します。</li> <li>・利用者が、当施設、又はその設備、備品等を汚損、又は破損、滅失、その他現状を変更した場合には、自己の費用により原状</li> </ul>	

		<p>に復するか、又はその対価を支払って賠償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用に付随して生ずる「日常生活に関わる費用」は、その内容・性格により利用料に含まれるものと含まれないものに区分しています。具体的な内容・内訳は、「介護サービス等の一覧表」を参照願います。</li> </ul>
--	--	--

## 8 費用の改定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額施設利用料、及び保険外サービスの単価については、消費者物価指数、及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。</li> <li>・敷金、家賃、及び介護保険給付費は非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めに従い、利用料も変更になります。</li> </ul>
--

## 9 支払方法

支払い方式		<ul style="list-style-type: none"> <li>・月払い方式</li> </ul>
費用の支払方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途指定いただく利用者／ご家族の金融機関口座からの自動振替としています。</li> <li>※利用契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。</li> <li>※金融機関での手続きが完了するまでの1～2ヵ月間は銀行口座へのお振込みとなります。</li> <li>・月額料金は、毎月の請求による月払いで、家賃、管理費、水道光熱費の料金は翌月分と前月の利用に関する請求書を毎月20日までに送付します。毎月27日にご指定いただいた銀行口座より引き落としいたします。</li> <li>※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日</li> </ul>
時期	請求／返金項目	計算基準／その他
入居・利用開始まで	敷金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居3日前までに支払いいただきます。</li> <li>・家賃の3ヵ月分。</li> <li>※保全措置 有・<input type="checkbox"/>無</li> </ul>

	月額施設利用料 (家賃・管理費・水道光熱費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居月および翌月分を、入居3日前までに支払いいただきます。</li> <li>途中入居の場合は、「日割り請求基準」により、利用日数の日額積算にて算定します。</li> <li>入居開始日が月初1日の場合は規定の「月額料金」となります。</li> </ul>
通常月	月額施設利用料 (家賃・管理費・水道光熱費・食費) 保険外サービス費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額料金にて算定します。</li> </ul>
	介護保険自己負担	利用日数の日額積算にて算定します。
契約終了月	敷金	<ul style="list-style-type: none"> <li>全額無利息にて返金致します。ただし、本物件の明渡し時に、賃料、及び管理費の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約（建物の賃貸借に係る部分に限る。）から生じる入居者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くこととします。</li> </ul>
	月額施設利用料 (家賃・管理費・水道光熱費・食費) 保険外サービス費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日割り請求基準」により、利用日数の日額積算にて算定します。</li> <li>契約終了日が月末の場合は規定の「月額料金」となります。</li> </ul>
	介護保険自己負担	利用日数の日額積算にて算定します。

## 10 医療機関

協力医療機関について	当施設では、医療機関と提携し、日常の健康管理等を行っています。 協力医療機関の詳細は、「6 サービスの内容」をご参照ください。
利用者が医療を要する場合および緊急の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>疾病・負傷等により治療が必要となった場合には、利用者の意思を確認し、身元引受人の同意を得て、協力医療機関、近隣の診療所等の受診に協力します。 協力医療機関以外の受診・治療は、原則、ご利用者・ご家族にてご対応をお願いいたします。 ※医療費は利用者負担となります。</li> <li>入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、身元引受人の同意を得て、医師の判断・指示により、近隣病院への入院の協力をいたします。 ※医療費は利用者負担となります。 ※入院期間における利用料の取扱いについては、「6 サービスの内容（入院等期間関係なく外泊を余儀なくされた場合）」に準じます。</li> <li>夜間、緊急時の対応については、利用者ごとに「情報提供カード」を作成し、対応マニュアルに沿って連絡先、対応方法を確認します。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断（年 2 回）</li> <li>・医師は常駐していません</li> <li>・看護職員は専門有資格者（看護師・准看護師）ですが、法規上、診療行為や医師の指示のない診療補助業務を行うことはできません。</li> <li>・看護職員が行うのは日常の「健康管理」です。専門知識、経験を活かして、ご利用者の心身状況の把握や協力医療機関との連携をとります。</li> </ul>
-----	---

## 11 火災・非常災害時の対応

① 施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、サービス付き高齢者向け住宅として、該当する建築基準関係法令、及び消防関係法令に適合しています。</li> <li>・また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防災資材の使用などの必要な処置をおこなっています。</li> </ul>
② 防火管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設では消防関係法令に従い、火災・非常災害時に備えて、防火管理者を定め、具体的な消防計画を作成、管轄消防署に届け出をしています。</li> <li>・定期的に消防設備等の点検を実施すると共に、管轄消防署の指導のもとで、年 2 回の定期消防訓練を実施しています。</li> <li>・また、防火管理者のもとに、防火担当責任者、火元責任者を配置し、日常の防火管理を徹底すると共に、職員の防災教育を適宜実施、自衛消防隊を組織して、火災発生時に備えています。</li> </ul>

## 12 秘密保持・個人情報の取扱い

秘密保持	株式会社なごみケアは、本件サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に開示、又は漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後のにおいても同様の効力を有します。
個人情報の取扱い	利用者からご提供いただく個人情報の取扱いについては、株式会社なごみケアが説明する「個人情報取扱同意書」によります。

## 13 身体拘束など的高齢者虐待防止について

やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き	施設では、サービス提供にあたって利用者の生命、又は身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人、又はご家族に十分説明を行い、その態様、及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合、及び行政機関等の指示等がある場合には、開示します。
高齢者虐待防止について	職員に対し、高齢者虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。（年 2 回）

## 14 その他

服薬について	処方薬については、服薬留意事項に沿って服用ください。当方で自己管理が困難と判断した場合につきましては入居者様・施設側（施設長、看護師）・医師による協議により施設スタッフにて薬錠管理・服薬確認の対応を行う等にて解決にあたります。
外出について	介護職員を伴わない外出時における事故・トラブルにつきましては一切、責任を負いません。
金銭管理について	金銭管理は原則、入居者様にてお願い致します。ただし、ご家族様のご意向や自己管理が困難な方につきましては入居者様・身元保証人様・施設の三者で持って誠実な協議のうえ、解決にあたります。 ※必要以上の金品は、当施設に持込まれない様をお願い致します。 ※自己管理が困難な場合においては、金銭等管理規程に基づき対応をさせていただきます。
居室内について	居室、及び施設内におきましては、禁煙とさせていただきます。所定のスペースにて喫煙してください。 なごみの家 宝塚旭町建物賃貸契約書（第14条 禁止、又は制限される行為）の項目につきましても、遵守ください。

## 介護費用

### 介護保険給付費（非課税）

利用者ごと、要介護（要支援）認定の結果に応じて、以下のようになります。

（2025年6月1日現在）

●1ヶ月30日の場合の月額	介護保険給付費	介護保険1割・2割・3割負担分
要支援1	72,741円	7,275円・14,549円・21,823円
要支援2	119,466円	11,947円・23,894円・35,840円
要介護1	201,787円	20,179円・40,358円・60,537円
要介護2	225,882円	22,589円・45,177円・67,765円
要介護3	251,044円	25,105円・50,209円・75,314円
要介護4	274,411円	27,442円・54,883円・82,324円
要介護5	299,210円	29,921円・59,842円・89,763円

※施設所在地の地域区分による介護保険「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の介護保険給付費です。

※厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

### 介護保険利用上の留意点

#### 1. 要介護（要支援を含む。以下同じ）認定の更新

- ・介護保険制度での要介護認定有効期限は、認定を受けた基準日（申請日）から概ね6ヶ月です。「要介

「要介護認定更新」の手続きを行わないと、有効期限が切れ、介護保険を使った介護サービス利用ができなくなります。

- ・要介護認定の「更新」手続きは、新規申請と同様、基本的に利用者、又はご家族にさせていただきます。施設が直接「更新手続き代行」を行うことはできません。
- ・要介護認定の更新は、「有効期間満了日の 60 日前」から可能です。また、施設利用中に、利用者の心身状況が変化した場合、「60 日」以前でも、更新手続き（要介護認定の変更申請）をすることができます。
- ※要介護認定の有効期間は必ずしも 6 ヶ月とは限りません。要介護者の心身状況等により異なる場合があります。必ず介護保険被保険者証にて確認をお願いします。
- ※「要介護認定」は自動的に更新されるものではありません。有効期間を確認し、早めに更新手続きを取られるよう、お願いします。

## 2. 「要介護認定の更新」結果と「介護保険給付費」

- ・「介護保険給付費」は要介護認定結果に対応しています。
- ・要介護認定結果が変更された場合、更新基準日（以前の要介護認定有効期間満了日の翌日）より「介護保険給付費」も変更になります。

## 3. 介護保険給付について

### (1) 介護保険の保険給付の仕組み

- ・介護保険は介護サービスそのものの「現物給付」の制度です。施設では「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の介護サービスを提供します。
- ・「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」としてのサービス提供費用（介護保険給付費）は、介護保険負担割合証に基づきご請求致します。

### (2) その他の留意事項

- ・「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の給付費計算  
「介護保険給付費」は「日割り」で計算されます。施設からはその月に利用された日数の日額積算で「介護保険給付費」を請求します。
- ・基本的に他の介護保険サービスは利用できない  
「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の介護サービスを利用すると、他の居宅サービス（訪問介護やデイサービス等）は重複して利用することはできなくなります。以下のサービスは「区分支給限度額」管理の枠外になりますので、介護保険上は利用することが可能となっています。

#### ① 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

※医師・薬剤師等が行うもの。

#### ② 居宅介護福祉用具購入費・介護予防居宅介護福祉用具購入費

#### ③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

※上記②、③の利用を希望される場合は、事前に利用者の保険者（市区町村）窓口へ直接ご相談願います。保険者にて必要性を認められた場合のみ、利用可能となります。

4. 「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の介護保険給付費の扱い

(1) 介護保険指定事業者への介護保険給付費の算定方法

- ・指定事業ごとに定められた「介護給付費単位数」により以下の基準で算定されます。

「介護保険費」(1日あたり) =
要介護(要支援)度別の単位数 × 地域区分単価

- (2) 2024年4月1日現在の「特定施設入居者生活介護(介護予防含む)」の介護給付単位数は以下の通りです。この単位数に基づいて、「特定施設入居者生活介護(介護予防含む)」適用の利用者に介護給付がなされることになります。

要介護認定	特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護
要支援1	183 単位／日
要支援2	313 単位／日
要介護1	542 単位／日
要介護2	609 単位／日
要介護3	679 単位／日
要介護4	744 単位／日
要介護5	813 単位／日

(加算について)

加算の名称	加算の内容	単位数	対象者	
			要支援	要介護
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	常勤専従の理学療法士等が、必要な利用者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画に基づいて個別機能訓練を行うための個別加算です。	12 単位／日	○	○
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容をシステムに登録することで、更なる機能訓練の有効な実施に向けて必要な情報の活用を行う個別加算です。	20 単位／月	○	○
夜間看護体制加算 (Ⅰ)	夜間または宿直の看護職員の配置を行う場合について評価する加算です。	18 単位／日	×	○
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	夜間の緊急時における対応や適切な処置を行うために、オンコール体制や正看護師の配置など看護体制を整備している事業所に対しての体制加算です。	9 単位／日	×	○
協力医療機関連携加算	定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行い協力医療機関が 1)2)の要件を満たすか否かで評価が区分されます。 (協力医療機関の要件)	1)100 単位／月 2) 40 単位／月	○	○

	<p>1)入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>2)高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p>			
退居時情報提供加算	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する加算です。	250 単位/回	○	○
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	<p>以下を評価する加算です。</p> <p>ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。</p> <p>イ 上記以外の一般的な感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。</p> <p>ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。</p>	10 単位/月	○	○
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する加算です。	5 単位/月	○	○
看取り介護加算※	医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対し、人生の最後の時までその人らしさを維持できるように、利用者や家族の意思を尊重して、医師、看護師、介護職員等が連携を保ちながら看取りをする場合に算定される加算です。	最大 30,108 単位	×	○
サービス提供体制強化加算	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、介護福祉士資格者や経験のある職員が一定以上の割合で働いている事業所に対し算定される加算です。	最大 22 単位/日	○	○
認知症専門ケア加算	認知症介護について、国や自治体を実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供した場合に算定される加算です。	最大 4 単位/日	○	○
退院・退所時連携加算	退院した後に直接介護付きホームに入居する利用者が、ホームでの生活が円滑に送れるように病院等と連携・調整を行うことで算定できる加算です。また、入居中に 30 日以上入院された場合にも算定されます。	30 単位/日 (最大 30 日)	×	○

入院継続支援加算	一定の割合でたんの吸引等を必要とする利用者や介護福祉士がいる場合に、たんの吸引などの質の高いケアを提供する事業所に対する評価として算定される加算です。	(I)36 単位/日 (II)22 単位/日	×	○
生活機能向上連携加算	リハビリが必要になった利用者の生活機能向上を目指し、適切な健康改善を図るために、ホーム外部のリハビリ専門職と連携した時に算定される加算です。	(I)100 単位/日 (II)200 単位/日	○	○
若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れ、担当スタッフを中心にサービスを行った場合に算定される加算です。	120 単位/日	○	○
ADL 維持等加算	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に ADL（日常生活動作）の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定される個別加算です。	(I)30 単位/月 (II)60 単位/月	×	○
科学的介護推進体制加算	より効果的な自立支援・重度化防止につなげることを目的に、介護保険のデータベース「LIFE」に利用者の情報提供を行い、フィードバックを活用することで、エビデンスにもとづく科学的な介護を行う加算です。	40 単位/月	○	○
介護職員処遇改善加算	介護現場で働く介護職員の「処遇の改善」を図るために改定された加算で、介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善にあてることを目的とした加算です。	月間の所定単位数×施設での処遇改善加算割合 (12.8～8.8%)	○	○

※本施設においては、利用者・家族の状況、及び本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮のうえ、看取り対応の可否を個別に判断いたします。従いまして、看取りの対応に関しましては、利用者、及び保証人の意向に添えない場合があります。また、上記の条件を満たしたうえで本施設において看取りを行う場合であって、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設はあらかじめ利用者、及び保証人に対して説明いたします。

(3) 2024 年 4 月 1 日現在の「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の「地域区分単価」は以下のとおりです。施設の所在地域によって該当する地域区分が変わってきます。

地域区分	単価
3 級地	10.68

#### 5. 「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の適用解除

介護保険で「要支援、又は要介護」の認定を受けられた方でも、施設利用開始後、要介護状態の変化（改善）により、要介護認定更新時に「自立」（要支援・要介護非該当）と判定される場合があります。「自立」と判断されると、保険者（市区町村）により、従来の要支援・要介護認定が取消されます。この場合、「特定施設入居者生活介護」・「介護予防特定施設入居者生活介護」の適用を受けることはできなくなります。要支援・要介護認定の取消された日（従来の要支援・要介護認定有効期間の満了日の翌日）に遡って、介護費用は「自立」へ変更されます。

## [介護サービス等の一覧表]

※以下はあくまでも目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

◎＝利用料に含まれるサービス ○＝利用料に含まれない有料サービス △＝利用者の実費負担

要介護（要支援）認定結果			要支援 1		要支援 2	
			利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない
介護サービス	巡回	昼間 7 時～22 時	◎	—	◎	—
		夜間 22 時～7 時	◎	—	◎	—
	食事介助	配膳・下膳	◎	—	◎	—
		食事介助	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
	排泄	排泄介助	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
		おむつ交換	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
		おむつ代	—	△	—	△
	入浴等	入浴介助	◎（必要に応じ）	○（週 3 回目以降）	◎（必要に応じ）	○（週 3 回目以降）
		清拭	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
	身辺介助	体位交換	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
		居室からの移動	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
		衣類の脱着	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
		身だしなみ介助	◎（必要に応じ）	—	◎（必要に応じ）	—
	／同行 通院介助	協力医療機関	◎	—	◎	—
		その他医療機関	—	○	—	○
	機能訓練		◎	—	◎	—
緊急時対応／ナースコール		◎	—	◎	—	
生活サービス	家事	清掃（週 2 回）	◎	—	◎	—
		洗濯	◎	—	◎	—
	理美容	—	△	—	△	
	買い物代行	—	○（不定期要望時）	—	○（不定期要望時）	
	各種手続き代行	—	○	—	○	
健康 サービス 管理	定期健康診断（年 2 回）		◎	—	◎	—
	健康相談		◎	—	◎	—
	生活相談		◎	—	◎	—
	医師の往診		—	△（医療費）	—	△（医療費）
入院時	医療費		—	△	—	△
	入退院時移送サービス		◎（協力医）	△（協力医外）	◎（協力医）	△（協力医外）

※日常の洗濯は、下着・寝間着・靴下等色落ちしない水洗い可能なものになります。

※上記（必要に応じ）とは、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき不必要を判断致します。

※以下はあくまでも目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

◎＝利用料に含まれるサービス ○＝利用料に含まれない有料サービス △＝利用者の実費負担

要介護（要支援）認定結果			要介護 1		要介護 2		要介護 3	
			利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない
介護サービス	巡回	昼間 7 時～22 時	◎	—	◎	—	◎	—
		夜間 22 時～7 時	◎	—	◎	—	◎	—
	食事介助	配膳・下膳	◎	—	◎	—	◎	—
		食事介助	◎	—	◎	—	◎	—
	排泄	排泄介助	◎	—	◎	—	◎	—
		おむつ交換	◎	—	◎	—	◎	—
		おむつ代	—	△	—	△	—	△
	入浴等	入浴介助	◎	○(週 3 回目以降)	◎	○(週 3 回目以降)	◎	○(週 3 回目以降)
		清拭	◎	—	◎	—	◎	—
	身辺介助	体位交換	◎	—	◎	—	◎	—
		居室からの移動	◎(間接介助)	—	◎(主に間接介助／必要に応じ直接介助)	—	◎(主に直接介助)	—
		衣類の脱着	◎(間接介助)	—	◎(主に間接介助／必要に応じ直接介助)	—	◎(主に直接介助)	—
		身だしなみ介助	◎(間接介助)	—	◎(主に間接介助／必要に応じ直接介助)	—	◎(主に直接介助)	—
	通院介助 / 同行	協力医療機関	◎	—	◎	—	◎	—
		その他医療機関	—	○	—	○	—	○
機能訓練		◎	—	◎	—	◎	—	
緊急時対応／ナースコール		◎	—	◎	—	◎	—	
生活サービス	家事	清掃（週 2 回）	◎	—	◎	—	◎	—
		洗濯	◎	—	◎	—	◎	—
	理美容	—	△	—	△	—	△	
	買い物代行	—	○（不定期要望時）	—	○（不定期要望時）	—	○（不定期要望時）	
各種手続き代行		—	○	—	○	—	○	
健康管理サービス	定期健康診断（年 2 回）		◎	—	◎	—	◎	—
	健康相談		◎	—	◎	—	◎	—
	生活相談		◎	—	◎	—	◎	—
	医師の往診		—	△（医療費）	—	△（医療費）	—	△（医療費）
入院時	医療費		—	△	—	△	—	△
	入退院時移送サービス		◎協力医	△（協力医外）	◎協力医	△（協力医外）	◎協力医	△（協力医外）

※日常の洗濯は、下着・寝間着・靴下等色落ちしない水洗い可能なものになります。

※上記（必要に応じ）とは、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき不必要を判断致します。

※以下はあくまでも目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

◎＝利用料に含まれるサービス ○＝利用料に含まれない有料サービス △＝利用者の実費負担

要介護（要支援）認定結果			要介護 4		要介護 5	
			利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない
介護サービス	巡回	昼間 7 時～22 時	◎	—	◎	—
		夜間 22 時～7 時	◎	—	◎	—
	食事介助	配膳・下膳	◎	—	◎	—
		食事介助	◎(主に直接介助／必要に応じ全面介助)	—	◎(主に全面介助)	—
	排泄	排泄介助	◎(主に直接介助／必要に応じ全面介助)	—	◎(主に全面介助)	—
		おむつ交換	◎	—	◎	—
		おむつ代	—	△	—	△
	入浴等	入浴介助	◎	○(週 3 回目以降)	◎	○(週 3 回目以降)
		清拭	◎	—	◎	—
	身辺介助	体位交換	◎	—	◎	—
		居室からの移動	◎(主に直接介助／必要に応じ全面介助)	—	◎(主に全面介助)	—
		衣類の脱着	◎(主に直接介助／必要に応じ全面介助)	—	◎(主に全面介助)	—
		身だしなみ介助	◎(主に直接介助／必要に応じ全面介助)	—	◎(主に全面介助)	—
	／ 同行 通院介助	協力医療機関	◎	—	◎	—
		その他医療機関	—	○	—	○
	機能訓練		◎	—	◎	—
緊急時対応／ナースコール		◎	—	◎	—	
生活サービス	家事	清掃（週 2 回）	◎	—	◎	—
		洗濯	◎	—	◎	—
	理美容	—	△	—	△	
	買い物代行	—	○(不定期要望時)	—	○(不定期要望時)	
	各種手続き代行	—	○	—	○	
健康 管理 サービス	定期健康診断（年 2 回）		◎	—	◎	—
	健康相談		◎	—	◎	—
	生活相談		◎	—	◎	—
	医師の往診		—	△（医療費）	—	△（医療費）
入院時	医療費		—	△	—	△
	入退院時移送サービス		◎（協力医）	△（協力医外）	◎（協力医）	△（協力医外）

※ 日常の洗濯は、下着・寝間着・靴下等色落ちしない水洗い可能なものになります。

※ 上記（必要に応じ）とは、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき不必要を判断致します。

[介護保険外サービス一覧表（有料）]

（消費税別）

	項目	内容／基準	単価
1	<u>通院介助／同行</u> ・利用者の個別のご希望により、医療機関への受診に同伴するものです。 ・施設内で往診等を受ける場合、施設の協力医療機関への通院、救急搬送に同行する場合は無料です。 ・記録、報告の時間を含みます。 ・事前の申込みが必要です。	15分あたり	1,000 円  別途、往復交通費の実費をご負担いただきます。
2	<u>外出時の同行／各種手続き代行</u> ・事前の申込みが必要です。	15分あたり	1,000 円  別途、往復交通費の実費をご負担いただきます。
3	<u>金銭・預金管理</u> ・金銭等管理規定(別紙)の内容をご覧ください。 ・事前の申込みが必要です。	1ヶ月	1,500 円
4	<u>理美容サービス</u> ・事前の申込みが必要です。	1回	実費

※スタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります。

※上記に含まれない個人的なご要望につきましては、個別にご相談を承ります。



